

国民健康保険の税率を見直します

子ども・子育て支援金制度が始まります

問/国保年金課
☎463-0283

埼玉県では、令和8年度までに国民健康保険財政の赤字を解消するとともに、令和9年度に県内市町村の国民健康保険税率を、県が示す標準保険税率とすること(以下「準統一」という。)を「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」に定めています。本市でも、この準統一に向け、令和7年度から段階的に保険税率等を改正しており、子ども・子育て支援金制度の開始も含め、令和8年度は次のとおり改正します。

①令和8年度の保険税率等を改正します

令和8年度の保険税率等は、令和7年度の標準保険税率を踏まえ、**9ページの表の太枠内**のとおり改正します。令和9年度以降の保険税率等は、決まり次第お知らせします。

②令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯に対する支援(給付)の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。令和8年度から、皆さんが加入する医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療・被用者保険等)の保険税・料とあわせてご負担いただくこととなります。

本市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金分の保険税率等は**下表**のとおりです。

賦課方式	2方式(所得割額・均等割額)		
保険税率等	所得割額0.3%	均等割額1,800円	18歳以上均等割額100円
課税限度額	3万円		

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす大切な制度ですので、ご理解とご協力をお願いします。

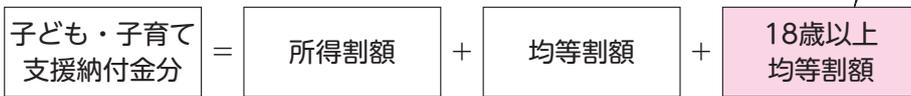


子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、18歳未満の被保険者(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前の子ども(いわゆる高校3年生世代))は全額軽減される一方、軽減に必要な額は、すべての18歳以上の被保険者に案分してご負担いただくこととなります(18歳以上均等割額)。

<18歳未満被保険者>



<18歳以上被保険者>



③令和9年度から医療保険分の賦課方式を変更します

令和8年度まで → 4方式(所得割額・資産割額・均等割額・平等割額)

令和9年度から → 2方式(所得割額・均等割額) ※資産割額と平等割額がなくなります。

保険税率の改正により、保険税額がどのくらい変わるのか、4つのモデルケースでお示します

1 単身世帯(70~74歳1人加入、年金収入140万円、固定資産なし)の場合 **7割軽減**

令和7年度	12,300円	→	令和8年度 16,100円 (うち子ども・子育て支援納付金分500円)	差額 3,800円増
-------	---------	---	---	---------------

2 2人世帯(50歳代2人加入、給与収入120万円、固定資産税14万円)の場合 **5割軽減**

令和7年度	103,600円	→	令和8年度 107,700円 (うち子ども・子育て支援納付金分2,500円)	差額 4,100円増
-------	----------	---	--	---------------

3 3人世帯(40歳代2人・小学生1人加入、給与収入240万円、固定資産税12万円)の場合 **2割軽減**

令和7年度	269,600円	→	令和8年度 304,300円 (うち子ども・子育て支援納付金分6,500円)	差額 34,700円増
-------	----------	---	--	----------------

4 3人世帯(40歳代2人・小学生1人加入、給与収入400万円、固定資産なし)の場合 **軽減なし**

令和7年度	410,100円	→	令和8年度 475,400円 (うち子ども・子育て支援納付金分10,700円)	差額 65,300円増
-------	----------	---	---	----------------

※このモデルケースの試算では、本市税率等改正による影響額比較のため、給与所得控除の見直しや、軽減判定所得の基準額の見直しの影響は考慮していません。

令和8年度 朝霞市国民健康保険税率等

区分		令和7年度 保険税率(現行)	令和8年度 保険税率(改正)	差	朝霞市の標準保険税率 (令和7年度現在)
医療 保険分	所得割額	7.6%	7.6%	±0	7.53%
	資産割額	20%	10%	▲10%	—
	均等割額	22,000円	34,000円	12,000円	46,153円
	平等割額	7,000円	4,000円	▲3,000円	—
	課税限度額	65万円	66万円	1万円	66万円
後期高齢 者支援金 等分	所得割額	2.3%	2.6%	0.3%	2.84%
	均等割額	12,000円	14,000円	2,000円	17,159円
	課税限度額	24万円	26万円	2万円	26万円
介護 保険分	所得割額	2.0%	2.2%	0.2%	2.38%
	均等割額	12,000円	14,000円	2,000円	17,123円
	課税限度額	17万円	17万円	±0	17万円
子ども・ 子育て 支援納 付金分	所得割額	—	0.3%	0.3%	—
	均等割額	—	1,800円	1,800円	—
	18歳以上 均等割額	—	100円	100円	—
	課税限度額	—	3万円	3万円	—
合計	所得割額	11.9%	12.7%	0.8%	12.75%
	資産割額	20%	10%	▲10%	—
	均等割額	46,000円	63,900円	17,900円	80,435円
	平等割額	7,000円	4,000円	▲3,000円	—
	課税限度額	106万円	112万円	6万円	109万円

※令和9年度以降の保険税率等は、今後公表される令和9年度以降の標準保険税率を踏まえて検討するため未定です。
 ※令和9年度以降の課税限度額についても、法律の改正により変更となることがあります。

市ホームページに、令和8年度の保険税率等での試算表(簡易版)を掲載しています。
 また、子ども・子育て支援金制度についての詳しい説明も掲載していますので、右の
 コードからご確認ください。



令和8年度税率 子ども・子育て
支援金制度

令和8年4月1日から定期接種が変わります

☎健康づくり課 ☎423-4360

妊婦の予防接種 R S ウイルス母子免疫ワクチン

新しく定期接種の対象となります。

対象／妊娠28週0日～36週6日の妊婦

持ち物／予診票、おなかにいる赤ちゃんの母子健康
手帳、本人確認書類

回数／1回

※詳しくは右のコードでご確認ください。

※予診票は対象者へ3月に郵送または母子健康手帳
交付時に発行します。



子どもの予防接種 ヒトパピローウイルスワクチン(HPVワクチン)

サーバリックス(2価)、ガーダシル(4価)のワク
チンが定期接種対象外となります。

対象／平成22年4月2日～26年4月1日生まれの女
性のうち、2価・4価で接種を開始して3回接種が
完了していない方

接種方法／残りの接種をシルガード(9価)に変更し接種
※4月1日以降に2価・4価で接種した場合は、全額
自己負担となりますのでご注意ください。

大人の予防接種 高齢者肺炎球菌ワクチン(過去に1度でも肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外)

ワクチンの種類と自己負担額が変更になります。

対象／接種日に満65歳で市内在住の方 **回数**／1回 **使用ワクチン**／沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
自己負担額／7,900円(生活保護を受給されている方は無料)

※対象者には65歳の誕生日の翌月上旬に案内を郵送します。(昭和36年3月生まれの方は、
3月に郵送済み)

※接種可能な医療機関等、詳細は右のコードでご確認ください。

